

令和6年度 市民税・県民税申告書 (分離課税等用)

ふりがな		住 所
氏 名		
個人番号		

2 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額
		円	円	円
		特例適用条文		

3 株式等の譲渡等・先物取引に係る所得に関する事項

所得の種類	種目			必要経費
	事業	譲渡	雑	円
	事業	譲渡	雑	
	事業	譲渡	雑	
				特例適用条文

5 特定支出控除の適用がある場合の給与所得に関する事項

A 給与収入金額	B 特定支出の金額の合計額	所得金額 (A-B) (ただし赤字の場合は0)
円	円	円

7 山林所得・退職所得に関する事項

山林	A 収入金額	B 必要経費	C 特別控除額	D 青色申告特別控除額	所得金額 (A-B-C-D)	
	円	円	円	円	円	
退職	A 収入金額	勤続年数	普通・障害 の別	B 退職所得控除額	C 差引 (A-B)	所得金額 (C×1/2)
	円		<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 障害	円	円	円

1 収入金額	短期譲渡	一般分	シ	円	
		軽減分	ス		
	長期譲渡	一般の譲渡	セ		
		優良住宅地等に係る譲渡	ソ		
		居住用財産の譲渡	タ		
		一般株式等の譲渡	チ		
	上場株式等の譲渡	ツ			
	上場株式等の配当等	テ			
	先物取引	ト			
	4 所得金額 (繰越控除前)	短期譲渡	一般分	㉔	円
			軽減分	㉕	
		長期譲渡	一般の譲渡	㉖	
			優良住宅地等に係る譲渡	㉗	
居住用財産の譲渡			㉘		
一般株式等の譲渡			㉙		
上場株式等の譲渡			㉚		
上場株式等の配当等			㉛		
先物取引		㉜			
6 その他		株式等	本年度分の所得金額から差し引く繰越損失額	㉝	円
	株式等	翌年度以後に繰り越される損失の金額	㉞		
	配当等	本年度分の所得金額から差し引く繰越損失額	㉟		

第五号の四様式別表(第二条関係)

この申告書(分離課税等用)は、市民税・県民税申告書と一緒に提出してください。